

別表（第2条、第6条、第7条関係）

| 種目 | 対象者 | 対象年齢 | 性能等 | 耐用年数 | 基準額（円） | 備考 |
|----------------------|--------------------|---|-------------------------------------|---|---------|---------|
| 介護・訓練支援用具 | 特殊寝台 | 下肢又は体幹の機能障がい2級以上の者 | 18歳以上 | 腕、脚等の訓練をすることができる器具を附帯し、原則として使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整することができる機能を有するもの | 8年 | 154,000 |
| | | 難病患者等であって寝たきりの状態にある者 | — | | | |
| | 特殊マット | 下肢又は体幹の機能障がい2級以上の者 | 3歳以上 18歳未満 | じょくそうを防止し、又は失禁等による汚染若しくは損耗を防止することができる機能を有するもの | 5年 | 19,600 |
| | | 下肢又は体幹の機能障がい1級の者（常時介護を要する者に限る。） | 18歳以上 | | | |
| | | 児童相談所又は知的障害者更生相談所において知的障がい者又は知的障がい児（以下この表において「知的障がい者等」という。）として判定され、障がいの程度が重度又は最重度である者 | 3歳以上 | | | |
| | | 難病患者等であって寝たきりの状態にある者 | — | | | |
| | 特殊尿器 | 下肢又は体幹の機能障がい1級の者（常時介護を要する者に限る。） | 学齢児以上 | 尿が自動的に吸引されるもので、対象者又は介護者が容易に使用し得るもの | 5年 | 67,000 |
| | | 難病患者等であって自力で排尿することができない者 | — | | | |
| | 入浴担架 | 下肢又は体幹の機能障がい2級以上の者（入浴に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） | 3歳以上 | 対象者を担架に乗せたままリフト装置により入浴させるもの | 5年 | 82,400 |
| | 体位変換器 | 下肢又は体幹の機能障がい2級以上の者（下着交換等に当たって、家族等他人の介助を要する者に限る。） | 学齢児以上 | 介助者が対象者の体位を変換させるのに容易に使用し得るもの | 5年 | 15,000 |
| 難病患者等であって寝たきりの状態にある者 | | — | | | | |
| 移動用リフト | 下肢又は体幹の機能障がい2級以上の者 | 3歳以上 | 介護者が対象者を移動させるに当たって、容易に使用し得るもの。ただし、天 | 4年 | 159,000 | |

| | | | | | | | |
|-----------|--|--------------------|--|----|-------------------------------|----------------------------------|---|
| | 難病患者等であって下肢又は体幹の機能障がいのある者 | — | 井走行型その他の住宅改修を伴うものを除く。 | | | | |
| 訓練椅子 | 下肢又は体幹の機能障がい2級以上の者 | 3歳以上 18歳未満 | 原則として附属のテーブルを付けるものとする。 | 5年 | | 33,100 | |
| 訓練用ベッド | 下肢又は体幹の機能障がい2級以上の者 | 学 齡 児 以 上 18歳未満 | 腕又は脚の訓練をすることができる器具を備えたもの | 8年 | | 159,200 | |
| | 難病患者等であって下肢又は体幹の機能に障がいのある者 | — | | | | | |
| 入浴補助用具 | 下肢又は体幹の機能障がいを有する者であって、入浴に介助を必要とするもの | 3歳以上 | 入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助することができ、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 | | 90,000 | |
| | 難病患者等であって入浴に介助を要する者 | — | | | | | |
| 便器 | 下肢又は体幹の機能障がい2級以上の者 | 学 齡 児 以 上 | 対象者が容易に使用し得るもの(手すりを付けることができる。)。ただし、取替え又は住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 | | 4,450 (手すりを付ける場合には、 5,400) | |
| | 難病患者等であって常時介護を要する者 | — | | | | | |
| 頭部保護帽 | (1) 平衡機能障がい又は下肢若しくは体幹の機能障がいを有する者 (2) てんかんの発作等により頻繁に転倒する者 (3) 知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度であり、頻繁に転倒する者 | — | ヘルメット型で、転倒の際に頭部を保護することができる性能を有するもの | 3年 | A スポンジ、革を主材料に製作 | 15,656 | 価格はオーダーメイドによる製品に適用するものとし、レディメイドによる製品については、価格の80パーセントの範囲内の額とする。 |
| | | | | | B スポンジ、革、プラスチックを主材料に製作 | 37,852 | |
| T字状・棒状のつえ | 平衡機能障がい又は下肢若しくは体幹の機能障がいを有する者 | 3歳以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 3年 | 主体—木材(十分な強度を有するもの) 外装—ニス塗装 | 2,310 | 夜光材付きとした場合は、430円(全面夜光材付とした場合は1,260円)を加算した額とする。 外装に白色又は黄色ラッカーを使用した場合は273円を加算した額とする。 |
| | | | | | 主体—軽金属 外装—塗装なし | 3,150 | |

自立生活支援用具

| | | | | | |
|-----------|--|-------|---|----|---------|
| 移動・移乗支援用具 | 平衡機能障がい又は下肢若しくは体幹の機能障がいを有する者であって、家庭内の移動等において介助を必要とするもの | 3歳以上 | おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ等であること。ただし、設置に当たり住宅改修を伴うものを除く。 (1) 対象者の身体機能の状態を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性を有するもの (2) 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の補助、段差解消等の機能を有するもの | 8年 | 60,000 |
| | 難病患者等であって下肢が不自由な者 | — | | | |
| 特殊便器 | (1) 上肢の機能障がい2級以上の者 (2) 知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度であり、訓練を行っても自ら排便後の処理が困難な者 | 学齢児以上 | 足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。 | 8年 | 151,200 |
| | 難病患者等であって上肢の機能に障がいのある者 | — | | | |
| 火災警報器 | (1) 視覚障がい2級以上、聴覚障がい2級以上又は下肢若しくは体幹の機能障がい2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯） (2) 知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度である者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | — | 室内の火災を煙又は熱により感知し、音又は光を発し屋外にも警報ブザーで知らせ得るもの | 8年 | 15,500 |
| 自動消火器 | (1) 視覚障がい2級以上、聴覚障がい2級以上又は下肢若しくは体幹の機能障がい2級以上の者（火災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯） (2) 知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度である者（火 | — | 室内温度の異常上昇又は炎の接触で自動的に消火液を噴射し初期火災を消火し得るもの | 8年 | 28,700 |

| | | | | | | |
|-------------------------|---|-----------|--|-----|---------|--|
| | <p>災発生の感知及び避難が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</p> <p>(3) 難病患者等（火災発生の感知及び避難が著しく困難な難病患者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</p> | | | | | |
| ガス漏れ警報器 | <p>(1) 視覚障がい2級以上、聴覚障がい2級以上又は下肢若しくは体幹の機能障がい2級以上の者（ガス漏れの感知及び対応が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</p> <p>(2) 知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度である者（ガス漏れの感知及び対応が著しく困難な障がい者等のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</p> | — | ガス漏れを感知し、音又は光を発して知らせるとともに、自動的にガス漏れを遮断し得るもの | 5年 | 20,000 | |
| 電磁調理器 | <p>(1) 視覚障がい2級以上（視覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯)</p> <p>(2) 知的障がい者等であって障がいの程度が重度又は最重度である者</p> | 18歳以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 6年 | 41,000 | |
| 歩行時間延長 信号機用小型 送信機 | 視覚障がい2級以上の者 | 学齡児 以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 10年 | 12,000 | |
| 聴覚障がい者 用屋内信号装 置 | 聴覚障がい2級以上の者（聴覚障がい者のみの世帯及びこれに準ずる世帯で日常生活上必要と認められる世帯) | 18歳以上 | 音、声音等を視覚、触覚等により知覚することができるもの | 10年 | 87,400 | |
| 暗所視支援眼鏡 | <p>視覚障がい有する者で、医師の判断による書面により必要性があると認められるもの</p> <p>難病患者等であって視覚障がい有する者で、医師の判断による書面により必要性があると認められるもの</p> | 学齡児 以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 8年 | 395,000 | |

| | | | | | | | |
|-----------|-------------------|--|----------------|---|--------------------------|---------|--|
| 在宅療養等支援用具 | 透析液加温器 | じん臓機能障がい3級以上で持続携行式腹膜透析（CAPD）による透析療法を行う者 | 3歳以上 | 透析液を加温し、一定温度に保つもの | 5年 | 51,500 | |
| | ネブライザー | 呼吸器機能障がい3級以上又はこれと同程度の障がいを有するとの医師の判断による書面をもって証明された障がい者又は障がい児であって必要と認められる者 | — | 対象者又は介護者が容易に使用し得るもの | 5年 | 36,000 | |
| | | 難病患者等であって呼吸器機能に障がいのある者 | — | | | | |
| | 電気式たん吸引器 | 呼吸器機能障がい3級以上又はこれと同程度の障がいを有するとの医師の判断による書面をもって証明された障がい者又は障がい児であって必要と認められる者 | — | 対象者又は介護者が容易に使用し得るもの | 5年 | 56,400 | |
| | | 難病患者等であって呼吸器機能に障がいのある者 | — | | | | |
| | 自家発電機又は蓄電池 | 医療的ケアが必要な者又は難病患者等であって、在宅において人工呼吸器、ネブライザー、電気式たん吸引器等の電源を必要とする機器を使用している者 | — | 災害時に使用することを想定したものであって、対象者又は介助者が容易に使用し得るもの | 自家発電機にあつては10年、蓄電池にあつては5年 | 150,000 | |
| | 酸素ボンベ運搬車 | 医療保険における在宅酸素療法を行う者 | 18歳以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 10年 | 17,000 | |
| | 視覚障がい者用体温計（音声式） | 視覚障がい2級以上の者（視覚障がい者及び視覚障がい児のみの世帯及びこれに準ずる世帯） | 学齢児以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 5年 | 9,000 | |
| 視覚障がい者 | 視覚障がい2級以上の者（視覚障がい | 18歳以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 5年 | 18,000 | | |

| | | | | | | | | |
|--------------------------------------|---|-----------|---|----------------------------|-----|--|--------|--------------------|
| 用体重計 | 者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | | | | | | | |
| 視覚障がい者 用血圧計(音 声式) | 視覚障がい2級以上の者(視覚障がい 者のみの世帯及びこれに準ずる世帯) | 18歳以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 5年 | | 10,000 | | |
| 動脈血中酸素 飽和度測定器 (パルスオキ シメーター) | 呼吸器機能障がい3級以上の者又は心 臓機能障がい3級以上の者であって、 在宅酸素療法又は人工呼吸器の装着が 必要な者 | — | 呼吸状態を継続的にモニタリングするこ とが可能な機能を有し、難病患者等が容 易に使用し得るもの | 5年 | | 157,500 | | |
| | 難病患者等であって人工呼吸器の装着 が必要な者 | | | | | | | |
| 携帯用会話補 助装置 | 音声又は言語の機能障がいを有する者 若しくは肢体不自由の者であって、発 声・発語に著しい障がいを有する者 | 学齢児 以上 | 携帯式で、言葉を音声又は文章に変換す る機能を有し、対象者が容易に使用し得 るもの | 5年 | | 98,800 | | |
| 情報・通信支 援用具 | 上肢の機能障がい2級又は視覚障がい 2級以上の者 | 学齢児 以上 | 障がい者等向けのパーソナルコンピュー タ周辺機器又はアプリケーションソフト | 5年 | | 100,000 | | |
| 点字ディスプ レイ | 視覚障がい2級以上の者で、必要と認 められる者 | 18歳以上 | 文字等のコンピュータの画像情報を点字 等により示すことのできるもの | 6年 | | 383,500 | | |
| 点字器 | 視覚障がい2級以上の者 | 学齢児 以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 7年 (携 帯型 は5 年) | 標準型 | A 32マ ス18行、 両面書、真 鍍板製 | 10,712 | 附属品：点筆(価格に 含む。) |
| | | | | | | B 32マ ス18行、 両面書、プ ラスチック製 | 6,798 | |
| | | | | | 携帯用 | A 32マ ス4行、片 面書、アル ミニニュー ム製 | 7,416 | |
| | | | | | | B 32マ ス4行、片 面書、プラ スチック | 1,699 | |

| | | | | | 製 | | |
|-------------------|--|-------|--|----|-------|---------|--|
| 点字タイプライター | 視覚障がい2級以上の者(本人が就労し、若しくは就学しているか、又は就労が見込まれる者に限る。) | 学齢児以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 5年 | | 63,100 | |
| 視覚障がい者用ポータブルレコーダー | 視覚障がい2級以上の者 | 学齢児以上 | (1) 音声等により操作ボタンを知覚し、又は認識することができ、かつ、DAISY方式による録音及び当該方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの | 6年 | 録音再生機 | 85,000 | |
| | | | (2) 音声等により操作ボタンを知覚し、又は認識することができ、かつ、DAISY方式により記録された図書の再生が可能な製品であって、対象者が容易に使用し得るもの | | 再生専用機 | 48,000 | |
| 視覚障がい者用活字文書読上げ装置 | 視覚障がい2級以上の者 | 学齢児以上 | 文字情報と同一紙面上に記載された当該文字情報を暗号化した情報を読み取り、音声信号に変換して出力する機能を有するもので、対象者が容易に使用し得るもの | 6年 | | 99,800 | |
| 視覚障がい者用拡大読書器 | 視覚障がいを有する者であって、本装置により文字等を読み、又は聞くことが可能になる者(文字を音声で読み上げる機能が付加された視覚障がい者用拡大読書器の給付を受けようとする場合には、その読み上げられた音声を理解することができるものに限る。) | 学齢児以上 | 画像入力装置によって印刷物等を撮影し、又は読み込み、その文字等を拡大した画像を、簡単にモニターに映し出すことができるもの(当該読み込んだ文字を音声で読み上げる機能が付加されたものを含む。) | 8年 | | 198,000 | |
| 視覚障がい者用時計 | 視覚障がい2級以上の者 | 学齢児以上 | 対象者が容易に使用し得るもの | 5年 | 触読 | 10,300 | |
| | | | | | 音声 | 13,300 | |
| 聴覚障がい者用通信装置 | 聴覚障がいを有する者又は発声・発語に著しい障がいを有する者であって、コミュニケーション、緊急連絡等の手段として必要と認められる者 | — | 一般の電話に接続することができ、音声の代わりに、文字等により通信が可能な機器であり、対象者が容易に使用できるもの | 5年 | | 71,000 | |

| | | | | | | |
|--------------------------------------|--|-------------|---|----|-----------|-----------------------------------|
| 聴覚障がい者 用情報受信装 置 | 聴覚障がいを有する者であって本装置 によりテレビの視聴が可能になる者 | — | 字幕及び手話通訳付きの聴覚障がい児・ 者用番組並びにテレビ番組に字幕及び手 話通訳の映像を合成したものを画面に出 力する機能を有し、かつ、災害時の聴覚 障がい児・者向け緊急信号を受信するも ので、対象者が容易に使用し得るもの | 6年 | 88,900 | |
| 人工喉頭 | 喉頭摘出により音声機能の障がいを有 し、本装置により発声が可能となる者 | — | (1) 呼気によりゴム等の膜を振動させ、 ビニール等の管を通じて音源を口腔内 に導き構音化するもの（笛式） | 4年 | 5,150 | 附属品：気管カニュー レ（3,193円を加算す る。） |
| | | | (2) 顎下部に当てた電動版を駆動させ経 皮的に音源を口腔内に導き構音化する もの（電動式） | 5年 | 72,203 | 附属品：電池、充電器 （価格に含む。） |
| 点字図書 | 主に、情報の入手を点字によっている 視覚障がいを有する者 | — | 点字により作成された図書 | — | 必要と認められた額 | |
| 音声タグレコ ーダー | 視覚障がい2級以上の者 | 学 齡 児 以上 | I Cタグに登録された当該音声情報を読 み取り、内容を音声として知らせる機能 を有するもので、対象者が容易に使用で きるもの | 6年 | 59,800 | |
| 地デジ対応ラ ジオ | 視覚障がい2級以上の者 | — | テレビ音声及びAM/FM放送を受信す る機能を有し、対象者が容易に使用する ことができるもの | 6年 | 29,000 | |
| 視覚障がい者 用音声通信装 置 | 視覚障がい2級以上の者 | 16歳以上 | 文章及び文字を音声に変換する機能を有 する携帯電話で、対象者が容易に使用す ることができるもの | 5年 | 59,000 | |
| 人工内耳用音 声信号処理装 置（スピーチ プロセッサ） | 聴覚障がいを有する者であって、人工 内耳用音声信号処理装置の装用後5年 以上経過しているもの | — | 医療保険の対象とならないもの | 5年 | 300,000 | 価格は片耳分 |
| 人工内耳専用 電池 | 聴覚障がいを有する者であって、人工 内耳を装用しているもの（人工内耳用 充電器及び人工内耳用充電池の給付を 受ける者を除く。） | — | 対象者が容易に使用し得るもの | — | 2,500 | 価格は1か月分 |
| 人工内耳用充 電器 | 聴覚障がい者を有する者であって、人 工内耳を装用しているもの（人工内耳 専用電池の給付を受けている者を除 | — | 対象者が容易に使用し得るもの | 3年 | 25,200 | |

| | | | | | | |
|----------------|---|---|--|----|--------|---------|
| | く。) | | | | | |
| 人工内耳用充電電池 | 聴覚障がいをも有する者であつて、人工内耳を装着しているもの（人工内耳専用電池の給付を受けている者を除く。） | — | 対象者が容易に使用し得るもの | 3年 | 16,800 | 価格は片耳分 |
| 人工内耳用イヤーマールド | 聴覚障がいをも有する者であつて、人工内耳を装着しているもの | — | 対象者が容易に使用し得るもの | — | 9,000 | 価格は片耳分 |
| 人工内耳用マイクロホンカバー | 聴覚障がいをも有する者であつて、人工内耳を装着しているもの | — | 対象者が容易に使用し得るもの | 1年 | 4,200 | |
| 補聴器・人工内耳用乾燥機 | 聴覚障がいをも有する者であつて、補聴器又は人工内耳を装着しているもの | — | 対象者が容易に使用し得るもの | 3年 | 19,000 | |
| ストマ用装具 | ストマ造設者 | — | (1) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型又は下部開放型の収納袋とする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製（消化器系） | — | 8,858 | 価格は1か月分 |
| | | | (2) 低刺激性の粘着剤を使用した密封型の収納袋で尿処理用のキャップ付きとする。ラテックス製又はプラスチックフィルム製（尿路系） | — | 11,639 | 価格は1か月分 |
| 紙おむつ等 | (1) 治療によって軽快の見込みのないストマ周辺の皮膚の著しいびらん、ストマの変形のためストマ用装具を装着することができない者で、必要と認められるもの (2) 二分脊椎等の先天性疾患（先天性鎖肛を除く。）に起因する神経障がいのため、次のア又はイのいずれかに該当する者（3歳未満で発症した者に限る。） ア 高度の排尿又は排便の機能障がいのある者で、必要と認められるもの イ 身体障がいの程度が1級であつて、排尿又は排便の意思表示が困難な者で、必要と認められるもの | 3歳以上（左欄第5号に掲げるものについては、3歳以上20歳未満のものに限る。） | (1) 紙おむつ (2) サラシ、ガーゼ及び脱脂綿 (3) 洗腸装具（耐用期間6か月程度） | — | 12,000 | 価格は1か月分 |

| | | | | | | | |
|------------|------------|---|-------|--|----|---|--|
| 排せつ管理支援用具 | | <p>(3) 先天性鎖肛に対する肛門形成術に起因する高度の排便の機能障がいのある者で、必要と認められるもの</p> <p>(4) 3歳未満で発症した脳性麻痺等の脳原性運動機能障がいにより排尿又は排便の意思表示が困難な者であつて、必要と認められるもの</p> <p>(5) 排尿又は排便の意思表示が困難な者で、医師の判断による書面をもつて必要と認められる次のア又はイのいずれかに該当するもの</p> <p>ア 知的障がい者等であつて障がいの程度が重度又は最重度であるもの</p> <p>イ 3歳以上で発生した症状又は事由に起因する下肢又は体幹の機能障がい2級以上のもの</p> | | | | | |
| | 収尿器 | 高度の排尿の機能障がいのある者 | — | <p>(1) 男性用 採尿器と蓄尿袋で構成し、尿の逆流防止装置を付けるものとする。ラテックス製又はゴム製</p> <p>(2) 女性用 A 普通型 耐久性ゴム製採尿袋を有するもの B 簡易型 ポリエチレン製の採尿袋導尿ゴム管付き</p> | 1年 | <p>A 普通型 7,931</p> <p>B 簡易型 5,871</p> <p>A 普通型 8,755</p> <p>B 簡易型 6,077</p> | |
| 居宅生活動作補助用具 | 居宅生活動作補助用具 | <p>下肢若しくは体幹の機能障がい又は乳幼児期以前の非進行性の脳病変による運動機能障がい（移動機能障がいに限る。）を有する者であつて、障害等級3級以上の者（特殊便器への取替えをする場合は、上肢の機能障がい2級以上の者）</p> | 学齡児以上 | 対象者の移動等を円滑にする用具で、設置に当たり小規模な住宅改修を伴うもの | — | 200,000 | |
| | | 難病患者等であつて下肢又は体幹の機能に障がいのある者（特殊便器への取 | — | | | | |

| | | | | | |
|--|-------------------------|--|--|--|--|
| | 替えをする場合は、上肢の機能に障がいのある者) | | | | |
|--|-------------------------|--|--|--|--|

備考

- 1 脳原性運動機能障がいについては、上肢、下肢又は体幹の機能障がいに準じて取り扱うものとする。
- 2 対象者の年齢要件が、3歳以上又は学齢児以上である場合において、市長が特に必要であると認めるときは、3歳未満又は学齢児未満の者であっても、この事業の対象者とすることができるものとする。